

令和3年8月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和3年8月5日、午前11時00分より太子町教育委員会を行政棟3階ホールに招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

太子町教育委員会令和2年度事務事業点検・評価について

第6. 議事

議案第38号 令和4年度使用教科書の採択について

議案第39号 令和4年度使用一般図書採択について

議案第40号 令和3年度太子町一般会計補正予算(第3号)(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取について

議案第41号 就園指定の変更申立てに関する専決処理について

議案第42号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

教育長職務代理者 圓尾 健太郎

委員 三浦 淳子・福田 秀樹・福本 充治

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長 沖 汐 守 彦

教 育 次 長 栗 岡 正 則

管 理 課 長 改 野 学 由

社会教育課長 池 田 誠

文化推進課長 田 村 三 千 夫

管理課主査
管理課主事

武中 俊明
免田 和佳奈

●開会・教育長あいさつ

教育長 定刻になりましたので、8月の定例教育委員会を始めさせていただきます。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回の定例教育委員会の会議録の署名を三浦委員、圓尾委員にお願いします。続いて、本日の会議録の署名を福田委員、福本委員にお願いします。また、本日の第41号議案と第42号議案につきましては、個人情報の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 では行事結果・予定についてお願いします。

●行事結果・予定報告

管理課長 行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。
<8・9・10月の行事結果と予定報告の説明>

教育長 8・9・10月の行事結果及び予定について説明いたしました。これについて何かご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、教育長報告をお願いします。

●教育長報告

教育次長 今月の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②太子町教育委員会令和2年度の事務事業点検・評価について、の2件です。はじめに、太子町教育委員会後援名義使用許可について、3件の申請があります。1件目の申請者は、特定非営利活動法人 Neogalaxy 代表 入山 忠 氏です。事業名は謎解きウォーミング「アルクエスト」でございます。実施日時は令和3年7月24日（土）から令和3年8月1日（日）のうち土日4日間 午前10時から午後4時、令和3年8月7日（土）から9日（月）午後3時から午後6時30分までです。実施場所は手柄山中央公園で、事業目的は親子の交流促進及び健康促進を目的として行われます。

教育長 ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて説明をお願いします。

教育次長 2件目の申請者は、たつの市ソフトテニス協会 代表 大村 哲 氏です。事業名は第

73 回井口杯ソフトテニス大会でございます。実施日時は令和 3 年 9 月 18 日(土)です。実施場所は太子町総合運動公園他で、事業目的はソフトテニスを通じて技術交流及びマナーの向上をめざすことを目的として行われます。

教育長 ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて説明をお願いします。

教育次長 3 件目の申請者は、太子ソフトボールクラブジュニア 代表 神路 一郎 氏です。事業名は夏休み強化交流戦でございます。実施日時は令和 3 年 8 月 14 日(土)から令和 3 年 8 月 15 日(日)です。実施場所は太子町総合公園で、事業目的はチームの強化及び交流チームとの選手・指導者の親睦を深めることを目的として行われます。

教育長 ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて説明をお願いします。

教育次長 次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく太子町教育委員会令和 2 年度事務事業点検・評価について報告させていただきます。

<太子町教育委員会令和 2 年度事務事業点検・評価について説明>

教育長 ご意見、ご質問等ございますか。

委員 スクールカウンセラーや適応指導教室の指導員への相談件数が多いように見受けられます。太子町では、臨床心理士の資格を有したスクールカウンセラーを配置、活用されていますが、これだけ多くの人数の対応を問題なく行えているのでしょうか。また、相談の中で、内容が深刻なものなど対応が難しい場合についてはどのように対応していますか。

管理課長 スクールカウンセラー事業につきましては、現在ご覧いただいている資料には町費で配置しているスクールカウンセラーが対応した相談者の人数のみの記載となっております。一方、県費でもスクールカウンセラーを 3 人配置して対応しております。なお、相談人数についてですが、元年度よりは減少しています。令和 2 年度はコロナウイルスの影響もあったため、相談件数が若干少ない状況でした。相談の内容は家庭内における課題や問題もあれば、子どもの発達段階における課題や問題、生徒指導に関わる問題等多岐にわたります。今後、より相談件数が増加する場合は何かしらの対応が必要だと考えております。

委員 人員としては現状の配置でやっていけるのか、増やしていったほうがよいのか、いかがでしょうか。

管理課長 何とかやっていけると思います。令和 2 年度は当初、幼稚園にスクールカウンセラーを各園、月 1 日配置していましたが、半日ずつの配置に変更し、残りの半日分を小学校に振り分けることで、よりニーズに応じた体制により一定の効果があったと考えております。

委員 スクールカウンセラーが来られた日数がかなり少ない学校があると思います。

管理課長 資料は町費で配置しているスクールカウンセラーのみの実績のため、県費でスクールカウンセラーを配置している学校の相談件数は計上されておりません。実績がない、ある

いは、かなり少ない学校については、県費で配置しているスクールカウンセラーが対応しています。

委員 太子町は虐待が多く、特にネグレクトが多いと伺っておりますが、教育委員会部局や現場だけでの対応ではなかなか円滑な対応が難しいのではないのでしょうか。それらを一元的に対応する部署が必要ではないのでしょうか。

教育長 今年度から法改正に基づき、社会福祉課において「子育て支援室」を新たに設置し、これらを一元的に対応する体制が整備され、教育委員会、学校と連携しております。しかし、それで十分かどうかについては別であると考えております。

委員 現場の先生方に負担が多いことや、支援が必要な子どもに支援が行き届かないことがないか心配なところです。

管理課長 「子育て支援室」の設置により、これまで以上に教育委員会、学校、社会福祉課の連携が図られ、対応が行われていると感じております。

委員 それはよいことだと思います。

教育長 その他ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

教育長 次に、議事に移りたいと思います。議案第 41 号及び第 42 号につきましては、個人情報のため非公開とさせていただきます。では議案第 38 号からお願いします。

●議案

管理課長 <議案第 38 号「令和 4 年度使用教科書の採択について」説明>

令和 4 年度使用教科用図書採択基本方針については、西播磨の各市町と共同で設置された西播磨教科用図書採択地区協議会の報告を参考にしております。まず、資料 53 ページをご覧ください。令和 4 年度使用小学校教科用図書については、教科ごとの発行者は、令和 3 年度使用の教科用図書と変更はありません。次に、資料 54 ページをご覧ください。令和 4 年度使用中学校教科用図書についてですが、本年は 4 年に一度の改訂の年ではありませんでしたが、歴史教科書のみ一社（自由社）から採択の追加申請があったため、前述の西播磨教科用図書採択地区協議会にて審議を行った結果、「従来から採択している帝国書院の教科書から変更なし」となりました。つきましては、中学校においても令和 3 年度使用の教科用図書と変更はありません。なお、参考として追加申請がありました自由社の歴史教科書について、持参しておりますので、ご覧ください。最後に、資料 55 ページをご覧ください。令和 4 年度使用の小・中学校特別支援学級用教科用図書は、聴覚障害者用と知的障害者用についても令和 3 年度使用の教科用図書と変更はありません。以上です。

教育長 ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 38 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 では次に議案第 39 号について説明をお願いします。

管理課長 <議案第 39 号「令和 4 年度使用一般図書の採択について」説明>
それでは、議案第 39 号「令和 4 年度使用一般図書の採択について」説明させていただきます。まず、学校教育法第 34 条第 1 項において「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文科省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」とありますが、学校教育法附則の第 9 条において「特別支援学校及び特別支援学級においては当分の間、学校教育法第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の図書を使用することができる」と例外の規定があります。本議案は、この附則第 9 条に基づき特別支援学級において、使用する図書の採択を求めるものであります。来年度、石海小学校の特別支援学級（知的クラス）の 3 年生と 4 年生になる児童に対して、58 ページに記載する図書を使用したいと学校から申し出を受けたものです。難易度は、議案第 38 号の小・中学校特別支援学級用教科用図書に比べてもやや平易であるとのことです。以上です。

教育長 ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 39 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 では議案第 40 号について説明をお願いします。

管理課長 <議案第 40 号「令和 3 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について」説明>

社会教育課長 <議案第 40 号「令和 3 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について」説明>

文化推進課長 <議案第 40 号「令和 3 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について」説明>

教育長 ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 40 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて議案第 41 号から議案第 42 号については非公開となります。事務局より説明をお願いします。

<議案第 41 号「就園指定の変更申立てに関する専決処理について」説明>

<議案第 42 号「令和 3 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」説明>

上記 2 議案については個人情報保護のため非公開

教育長 本日の議案は終了しましたが、他に何かございませんか。

管理課長 <教職員のワクチン優先接種について説明>

社会教育課長 <①体育館の落下物防止のネットの工事、コロナ禍の網戸の設置について説明、②町民体育大会について説明、③東京パラリンピック参加選手について説明>

文化推進課長 <歴史講演会、公募美術展、町民芸術祭について説明>

教育長 <①東京パラリンピックの聖火リレーについて説明、②教員採用試験について説明>

次回の定例教育委員会については、9月29日（水）午前10時を予定していますが、いかがでしょうか。

各委員
教育長

問題ありません。

では8月の定例会はこれで終了します。お疲れ様でした。

令和3年8月5日 正午 閉議